

## 平成23年4月 河内長野市定例教育委員会会議の概要

日時 平成23年4月28日(木) 午後3時30分～午後5時20分

場所 河内長野市役所 7階 行政委員会室

### 出席者

教育委員

出口委員長、加藤委員、澤田委員、柴委員、

和田教育長

事務局

林教育推進部長、尾谷生涯学習部長、宮嶋教育推進部理事、藪本生涯学習部理事、壺井生涯学習部副理事兼図書館長、井上生涯学習課長、中村生涯学習課参事、井上ふるさと文化課長、西田学校教育課長、西端学校教育課参事、松本学校教育課参事、西端青少年育成課長、中尾教育総務課長、木谷教育総務課参事、内田教育総務課主幹

### 審議内容

議案第15号「平成24年度使用教科用図書の選定について(諮問)」

#### (説明要旨)

地方教育行政の組織及び運営に関する法第23条6項に基づき、平成24年度本市立中学校で使用する教科用図書を採択するにあたり、本市教育委員会がその判断と責任により、綿密な調査研究に基づき、適切に採択する必要があることから(義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第5項)河内長野市立中学校教科用図書選定委員会に対して、使用する教科用図書の調査研究を行い、その選定に対して意見を求めるため諮問をするもの。(河内長野市立小学校教科用図書選定委員会及び市立中学校教科用図書選定委員会規定第2条)

#### (審議状況)

審議を経て、原案のとおりの内容で承認。

報告第2号「平成23年3月31日付け人事異動について」

#### (説明要旨)

平成23年3月31日付け人事異動については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項及び教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により教育長に代理させる旨を、平成23年1月定例教育委員会会議において議決を得て、実施したが、その結果について報告するもの。

#### (審議状況)

質疑を経て、原案のとおりの内容で了承。

報告第3号「平成23年4月1日付け人事異動について」

(説明要旨)

平成23年4月1日付け人事異動については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項及び教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により教育長に代理させる旨を、平成23年1月定例教育委員会会議において議決を得て、実施したが、その結果について報告するもの。

(審議状況)

質疑を経て、原案のとおりの内容で了承。

報告第4号「平成22年度末・23年度当初教職員人事異動について」

(説明要旨)

平成22年度末・23年度当初教職員人事異動については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項及び教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により教育長に代理させる旨を、平成23年1月定例教育委員会会議において議決を得て、実施したが、その結果について報告するもの。

(審議状況)

質疑を経て、原案のとおりの内容で了承。

報告第5号「平成23年度河内長野市学校給食会事業計画及び予算について」

(説明要旨)

学校給食事業を行っている河内長野市学校給食会の平成23年度の事業計画及び予算について報告するもの。

(審議状況)

質疑を経て、原案のとおりの内容で了承。

報告第6号「平成23年度財団法人河内長野市文化振興財団の事業計画並びに予算の報告について」

(説明要旨)

平成23年度財団法人河内長野市文化振興財団の事業計画並びに予算については、地方自治法第二百四十三条の三第二項の「普通地方公共団体の長は、第二百二十一条第三項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類

を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。」との規定に基づき、平成23年6月市議会に報告することを報告するもの。

(審議状況)

質疑を経て、原案のとおりの内容で了承。

報告第7号「河内長野市文化振興計画推進委員会設置規則の制定について」

(説明要旨)

河内長野市文化振興計画推進委員会(以下「委員会」という。)については、平成18年3月策定の「河内長野市文化振興計画」において、「市民が主体となって進める文化活動の振興という事の性格上、行政が直接行うのではなく、第三者機関(公募市民、企業・事業者、文化団体・アーティスト、学識経験者等で構成)を設け、計画の推進、進捗状況のチェック、評価、アドバイスを行う」とされ、平成19年9月に財団法人河内長野市文化振興財団(以下「財団」という。)に委員会が設置されたが、財団が市の芸術文化施策を体現していることから、財団は第三者機関ではなく当事者となること、また平成22年12月に河内長野市社会教育委員会議から財団の規程上の問題及び設置位置について「整理が必要」と指摘を受けたことから市に委員会を設置するため、規則を制定することを報告するもの。

(審議状況)

質疑を経て、原案のとおりの内容で了承。